

新宿区立新宿スポーツセンターにおける個人情報流出後の対応について

新宿区立新宿スポーツセンターにおける「トレーニングルーム登録申込書」盗難による個人情報流出後の対応について下記のとおり報告します。

記

1 令和元年 11 月 7 日 令和元年度 第 5 回本審議会における指摘事項

- (1) 個人情報が流失した利用者への今後の対応
- (2) 紛失中の「トレーニングルーム登録申込書」の回収の継続
- (3) 施設のセキュリティ対策
- (4) 指定管理者に対する措置
- (5) 再発防止のポイント、運用上の再発防止策の実施及び確認

2 個人情報が流出した利用者への対応及び回収状況

- ・盗難された登録申込書：1,348 件
- ・回収した登録申込書：522 件
- ・未回収の登録申込書：826 件

(1) 令和元年 9 月 26 日～現在

区及び指定管理者ホームページ、新宿スポーツセンター館内掲示により、お詫びとお知らせ。
新宿スポーツセンター内に専用の「相談・対応窓口」を設置。

区及び指定管理者ホームページ、新宿スポーツセンター館内掲示により、お詫びと流出した登録番号一覧（全登録件数 24,758 件のうち、盗難された 1,348 件）をお知らせ。

回収した登録申込書 522 件の利用者へお詫びとご説明の文書を送付。

問合せ件数 23 件（一般 15 件、報道機関 8 件）

(2) 流出した 1,348 件のうち、未回収の 826 件については警察による捜査継続中。

個人情報が悪用されたと思われるような具体的な事象はなし。

3 施設のセキュリティ対策及び運用上の再発防止策の実施及び確認

別紙 1 のとおり

4 指定管理者に対する措置

令和 2 年 1 月 9 日付 指定管理者共同事業体の各構成事業者に対して、契約上の指名停止措置。

令和 2 年 3 月 24 日付 本件指定管理者に対して、文書による厳重注意。

5 今後の対応

指定管理者に対し、別紙 1 の対策を徹底して継続させるとともに、現地（新宿スポーツセンター）で行う月例会において、区が履行状況の立入調査を行う。

また、「委託契約書等に明記する個人情報保護の特記事項の一部改正」を含む令和 2 年 2 月 18 日付「令和 2 年度の指定管理者制度による施設運営に向けた留意点について（通知）」（31 新総合行第 5259 号）に基づき、適正な施設運営を行っていく。